

引用法令

◎放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）

（定義）

第二条 この法律において「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号 に規定する放射線をいう。

2 この法律において「放射性同位元素」とは、りん三十二、コバルト六十等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「放射性同位元素装備機器」とは、硫黄計その他の放射性同位元素を装備している機器をいう。

4 この法律において「放射線発生装置」とは、サイクロトロン、シンクロトロン等荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置で政令で定めるものをいう。

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 259 号）

（放射性同位元素）

第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（第二十条の三第一号を除き、以下「法」という。）第二条第二項 の放射性同位元素は、放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）で、放射線を放出する同位元素の数量及び濃度がその種類ごとに原子力規制委員会が定める数量（以下「下限数量」という。）及び濃度を超えるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号 に規定する核燃料物質及び同条第三号 に規定する核原料物質
- 二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項 に規定する医薬品及びその原料又は材料であつて同法第十三条第一項 の許可を受けた製造所に存するもの
- 三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項 に規定する病院又は同条第二項 に規定する診療所（次号において「病院等」という。）において行われる医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十七項 に規定する治験の対象とされる薬物
- 四 前二号に規定するもののほか、陽電子放射断層撮影装置による画像診断に用いられる薬物その他の治療又は診断のために医療を受ける者に対し投与される薬物であつて、当該治療又は診断を行う病院等において調剤されるもののうち、原子力規制委員会が厚生労働大臣と協議して指定するもの
- 五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第四項 に規定する医療機器で、原子力規制委員会が厚生労働大臣又は農林水産大臣と協議して指定するものに装備されているもの

（放射線発生装置）

第二条 法第二条第四項 に規定する政令で定める放射線発生装置は、次に掲げる装置（その表面から十センチメートル離れた位置における最大線量当量率が原子力規制委員会が定める線量当量率以下であるも

のを除く。)とする。

一 サイクロトロン

二 シンクロトロン

三 シンクロサイクロトロン

四 直線加速装置

五 ベータトロン

六 ファン・デ・グラーフ型加速装置

七 コッククロフト・ワルトン型加速装置

八 その他荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置で、放射線障害の防止のため必要と認められて原子力規制委員会が指定するもの

○放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和36年厚生省令第4号）

（定義）

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 放射性医薬品 放射線（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第五号に規定する放射線をいう。以下同じ。）を放出する医薬品であつて、別表第一に掲げるもの
- 二～八 （略）

別表第一（第一条関係）

水素3（3H）、その化合物及びそれらの製剤
炭素11（11C）、その化合物及びそれらの製剤
炭素14（14C）、その化合物及びそれらの製剤
窒素13（13N）、その化合物及びそれらの製剤
酸素15（15O）、その化合物及びそれらの製剤
フッ素18（18F）、その化合物及びそれらの製剤
ナトリウム22（22Na）の化合物及びその製剤
ナトリウム24（24Na）の化合物及びその製剤
リン32（32P）の化合物及びその製剤
イオウ35（35S）、その化合物及びそれらの製剤
カリウム42（42K）の化合物及びその製剤
カリウム43（43K）の化合物及びその製剤
カルシウム45（45Ca）の化合物及びその製剤
カルシウム47（47Ca）の化合物及びその製剤
クロム51（51Cr）の化合物及びその製剤
マンガン52（52Mn）の化合物及びその製剤
鉄52（52Fe）、その化合物及びそれらの製剤
鉄55（55Fe）、その化合物及びそれらの製剤
鉄59（59Fe）、その化合物及びそれらの製剤
コバルト57（57Co）の化合物及びその製剤
コバルト58（58Co）の化合物及びその製剤
コバルト60（60Co）の化合物及びその製剤
銅64（64Cu）の化合物及びその製剤
亜鉛65（65Zn）の化合物及びその製剤
ガリウム67（67Ga）の化合物及びその製剤
ガリウム68（68Ga）の化合物及びその製剤
ガリウム72（72Ga）の化合物及びその製剤
ゲルマニウム68（68Ge）の化合物及びその製剤
ヒ素74（74As）の化合物及びその製剤
ヒ素76（76As）の化合物及びその製剤
セレン75（75Se）の化合物及びその製剤
臭素82（82Br）、その化合物及びそれらの製剤
クリプトン81m（81mKr）、その化合物及びそれらの製剤
クリプトン85（85Kr）、その化合物及びそれらの製剤
ルビジウム81（81Rb）、その化合物及びそれらの製剤

ルビジウム86 (86Rb) の化合物及びその製剤
ストロンチウム85 (85Sr) の化合物及びその製剤
ストロンチウム87m (87mSr) の化合物及びその製剤
ストロンチウム89 (89Sr) の化合物及びその製剤
ストロンチウム90 (90Sr) の化合物及びその製剤
イットリウム87 (87Y) の化合物及びその製剤
イットリウム90 (90Y) の化合物及びその製剤
モリブデン99 (99Mo) の化合物及びその製剤
テクネチウム99m (99mTc) の化合物及びその製剤
銀111 (111Ag)、その化合物及びそれらの製剤
インジウム111 (111In) の化合物及びその製剤
インジウム113m (113mIn) の化合物及びその製剤
スズ113 (113Sn) の化合物及びその製剤
テルル132 (132Te) の化合物及びその製剤
ヨウ素123 (123I)、その化合物及びそれらの製剤
ヨウ素125 (125I)、その化合物及びそれらの製剤
ヨウ素131 (131I)、その化合物及びそれらの製剤
ヨウ素132 (132I)、その化合物及びそれらの製剤
キセノン133 (133Xe)、その化合物及びそれらの製剤
セシウム131 (131Cs) の化合物及びその製剤
ジスプロシウム157 (157Dy) の化合物及びその製剤
イツテルビウム169 (169Yb) の化合物及びその製剤
ルテチウム177 (177Lu) の化合物及びその製剤
タンタル182 (182Ta) の化合物及びその製剤
イリジウム192 (192Ir)、その化合物及びそれらの製剤
金198 (198Au)、その化合物及びそれらの製剤
金199 (199Au)、その化合物及びそれらの製剤
水銀197 (197Hg) の化合物及びその製剤
水銀203 (203Hg) の化合物及びその製剤
タリウム201 (201Tl)、その化合物及びそれらの製剤
ラドン222 (222Rn)、その化合物及びそれらの製剤
ラジウム226 (226Ra) の化合物及びその製剤